

平成 29 年 第 2 回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 2 月 7 日 (火) 13 時 30 分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5 階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	二宮 啓次
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	欠席	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	正本 勝彦	2 4	欠席
5	樋田 都	1 5	欠席	2 5	武内 士郎
6	石崎 久次	1 6	欠席	2 6	土居 敬幸
7	(欠番)	1 7	大下 克夫	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	竹内 善一	2 8	欠席
9	土居 栄治	1 9	萩森 良房		
10	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一
 事務局次長 岡本 正洋
 事務局 濱本 和成、河野 幹

○欠席委員 1 3 番水本委員、1 5 番袋瀬委員、1 6 番渡邊委員、
 2 4 番魚崎委員、2 8 番二宮委員

4. 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人選出

第 3 議案審議

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

2 件

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
議案第 8 号 非農地証明交付申請の承認について	2 件
議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件
議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	35 件
議案第 11 号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件
議案第 12 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について	
追加議案第 13 号 八幡浜市農業委員会の委員の選任に関する規則の制定について	
追加議案第 14 号 八幡浜市農業委員会委員候補者評価委員会規程の制定について	
追加議案第 15 号 八幡浜市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要綱の制定について	
追加議案第 16 号 八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について	
追加議案第 17 号 八幡浜市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定について	

第 4 協議事項

- ・平成 28 年度東京市場及び流通調査視察研修について（報告）
- ・平成 29 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・次期農業委員会委員等の推薦について
- ・平成 29 年第 3 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 本日は皆様ご存じのとおり、当委員会の平秀雄委員が 5 日、66 歳でご病気のため亡くなりました。故人のご冥福をお祈りしまして、黙とうを捧げたいと思います。

(黙とう)

お直りください。

ただいまより、平成 29 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の欠席委員は 13 番水本委員、15 番袋瀬委員、16 番渡邊委員、24 番魚崎委員、28 番二宮委員の以上 5 名です。

それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思いま
す。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に 12 番毛利委員、14 番正本委員、よろしく
お願い致します。それでは付議案件に入ります。議案第 6 号農地法第
3 条の規定による許可申請について上程致します。4 番、事務局の説
明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 6 号 4 番について説明致します。

4 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 5,661 m²、他
2 筆、計 7,001 m²、3 条有償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲
受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は市外在住のため
耕作を続けることが困難であり、周辺農地に迷惑をかけないうちに譲
渡し、譲受人は農地を譲り受け、農業経営に励みたいということでご
ざいます。譲受人経営面積 186.3a、本議案につきましては、申請書
等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率
的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従
事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周
辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条
第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え
ます。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 ○○○○さんですが、20 年程前に○○○○の畑を耕作したいという
ことで、耕作していたのですが、○○○○から通うのはやはり遠い
ということでした。買い手の○○○○さんですが、農地が隣にありまし
て問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして5番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは5番について説明致します。

5番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,528 m²、他5筆、計 4,751 m²、3条無償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は相続により農地を取得したが、他県在住で耕作できないため、農業後継者である息子に贈与し、譲受人は農地を譲り受け、農業経営に励みたいということでございます。譲受人経営面積 65.4a、本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

14番 ○○○○さん、○○○○さん、親子でありまして、お父さんの○○○○さんに関しては、○○○○で○○○○をされております。○○○○○さんは3、4年前に就農されまして、現在33歳、非常に熱心に農業に励んでおられます。元々は昨年秋に亡くなられた祖父と2人で農業をされていたのですが、祖父が亡くなられたので、一度お父さんが相続して、その後孫に無償移転するということです。よろしく願います。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。2番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号2番を説明致します。

2番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 畑、面積 159 m²、所有権移転であります。譲渡人 ○○○○ 外2名、譲受人 ○○○○、転用目的 住宅用地、転用理由 現在亡祖母の家に居住しているが、住環境が整った申請地を購入して自己住宅を新築したいとのこととあります。なおこの土地は都市計画用途地域の準工業地域にあります。このことから農地区分は第3種農地となり、その判断理由は改正通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の1ページから4ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

22番 ○○○○さん、数年前に農家を継がれて、奥さんと子どもさんもおられるということでした。この土地は○○○○の国道に面しており、今回このような形で○○○○さんが購入されるということになりました。よろしくお願い致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして議案第8号非農地証明交付申請の承認について上程致します。1番から2番、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、非農地証明書についてご確認いただきたいと思います。参考資料 5 ページをお開きください。非農地証明書とは、土地登記簿上の地目が農地であるものの、現状が農地以外になっている土地のうち、一定の条件を満たしていることで、非農地として証明を受けることができるというものです。一定の条件とは、農地法が施行された日より前から非農地であった土地、自然災害による災害地で農地への復旧が困難な土地、昭和 27 年 10 月 21 日以降農地であった土地のうち、耕作不適・耕作不便等やむを得ない事情によって 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然改廃した土地で、農地への復旧が著しく困難な土地等です。

それでは議案第 8 号 1 番から 2 番までを一括して説明致します。

1 番、土地の所在 ○○○○、地目 現況 原野、面積 178 m²、所有者 ○○○○、非農地の理由 やむを得ない事情によって 20 年以上にわたり自然改廃した土地で、農地への復旧は著しく困難であるためです。

2 番、土地の所在 ○○○○、地目 現況 宅地、面積 578 m²、所有者 ○○○○ 外 1 名、非農地の理由 昭和 27 年 10 月 21 日より前から非農地であるためです。

なお申請者の証明願につきましては、参考資料の 6 ページ以降に掲載しています。また本案件は先程の農地部会で審議しております。以上です。

議長

農地部会長の説明を求めます。

2 2 番

農地部会で審議しました。1 番については、20 年以上にわたり原野になっているという状態で、非農地証明の条件に該当するのではないかということになりました。2 番については、農地法施行日前から非農地であったということで、非農地証明の条件に該当するということになりました。今回このような形で申請があったのは、やむを得ないのではないかということ、上程させてもらっております。審議の方よろしくお願い致します。

議長

ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 9 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程致します。2 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 9 号 2 番について説明致します。

2 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 622 m²、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経営面積 75a、売買価格 ○○○○円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 1 番 ○○○○さん、○○○○の方で、夫婦で農業に従事しておる訳でございます。農地の場所は○○○○の近くで、平地でデコポンを耕作しております。お互いで協議できておりましたので、斡旋会議もスムーズに進みました。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 10 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。10 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 10 号 10 番について説明致します。

10 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,523 m²、他 1 筆、計 3,179 m²、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 55.2a、期間 5

年、賃借料 〇〇〇〇です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 新規の賃貸借になっておりますが、この〇〇〇〇さんのお父さんが亡くなられて、息子さんに所有者の名義が代わったものです。別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 11 番から 44 番、再設定について事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 11 番について説明致します。

11 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 2,735 m²、他 3 筆、計 5,615 m²、再設定の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 175.8a、期間 2 年、賃借料 〇〇〇〇です。

12 番から 44 番につきましては、再設定のため説明を省略させていただきます。以上です。

議 長 11 番から 44 番についてご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第 11 号農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について上程致します。2 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 11 号 2 番について説明します。

2 番、申請者 〇〇〇〇、土地の所在地 〇〇〇〇、地目 畑、面積 1,142 m²、他 1 筆、計 1,427 m²、申請理由 申請人が行う青果物の直販事業の規模拡大のため、農産物出荷貯蔵施設を建設するものでございます。本申請地につきましては、農業振興地域の農用地でございますが、農業用倉庫の建設ということでございまして、土地の用途区分の変更でございます。位置図等の資料につきましては、参考資料の 25 ページから 26 ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 この〇〇〇〇は、〇〇〇〇と〇〇〇〇が宅配部門を委託している会社です。ずっと狭い倉庫で運営していたのですが、年々扱う量が多くなりまして、どこか管理できる倉庫がないか探していた訳です。この〇〇〇〇が管理しております申請地が平らな場所ですので、〇〇〇〇の了解を得まして、転用を進めていきたいということでございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇とも以前から付き合いがある方で、問題ないと思います。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 12 号営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 12 号を説明致します。

土地の所在 ○○○○、地目 畑、面積 6,139 m²のうち 0.35 m²、転用事業者 ○○○○、この案件につきましては、3 年間の一時転用ということで、昨年に更新をしたところですが、転用条件として、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられており、毎年 2 月がその報告時期になっています。今年度につきましては、転用事業者から 1 月 27 日付にて状況報告があり、2 月 2 日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

では当委員会の意見案を申し上げます。「下段の清見タンゴール等移植した園地は、間もなく初収穫を迎える予定である。状況は良好である。八朔は未収であるが、例年並みの収量が期待できる。宮川早生の収量・糖度は、周辺園地と同等である。デコポンの結実状況は同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考える。」なお転用事業者からの報告書につきましては、参考資料の 27 ページ以降に掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 農地部会長の説明を求めます。

2 2 番 2 月 2 日に地元委員、事務局次長、それから農地部会の部会長、副部会長で現地調査に行ってきました。毎年のことですが、今回も宮川早生等々、順調に収穫できたということで、木の状態も良く、問題ないのではないかと考えております。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 毎年調査して 3 年目になるのですが、順調に経営されていると思います。以上です。

議長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。続きまして追加議案第 13 号八幡浜市農業委員会の委員の選任に関する規則の制定について、追加議案第 14 号八幡浜市農業委員会委員候補者評価委員会規程の制定について、追加議案第 15 号八幡浜市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する要綱の制定について、追加議案第 16 号八幡浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について、追加議案第 17 号八幡浜市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは追加議案第 13 号から追加議案第 17 号までを説明致します。
農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任手続きについて、必要な事項を定めるため提案するものです。議案第 13 号から議案第 15 号につきましては、農業委員に関する規則、規程、要綱です。それから議案第 16 号と議案第 17 号につきましては、農地利用最適化推進委員に関する規則、規程であります。皆様にはこれまでもご確認いただいておりますが、このうち候補者評価委員会規程については、初めてご審議を致しますので、本日農政部会にてご審議をいただき、ご承認をいただきました。では、前回からの変更点と主な規定箇所には下線で示しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

まず、議案第 13 号農業委員の選任に関する規則の制定については、第 3 条「推薦及び募集の資格」に「市税の滞納がない者」を追加致しました。これは農業委員には特別職の地方公務員として報酬があるためです。また第 2 号を「市の附属機関等の委員でない者」としておりましたけれども、分かりづらいため「法に定めるもののほか、農業委員会委員との兼職を禁止されている職に就いていない者」としました。その他についてはこれまで通りとなっております。

続いて 7 ページをお開きください。議案第 14 号農業委員候補者評価委員会規程の制定についてです。この委員会は、市長の求めに対して候補者を評価して意見を報告するもので、組織については第 3 条に

定めております。農業委員会からは会長と会長職務代理者が就くこととなりますが、候補者である場合には、候補者以外で農業委員会の役職を経験したことがある者を充てるということにしております。

続いて10ページをお開きください。議案第15号農業委員の推薦及び募集に関する要綱についてです。こちらにつきましては、これまでと変更点はございませんので、説明を省かせていただきます。

続いて13ページをお開きください。議案第16号農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定についてです。こちらにつきましても、農業委員の選任規則と同じ箇所を変更しています。15ページです。第3条「推薦及び募集の資格」に「市税の滞納がない者」を追加しました。また第2号を「法令により推進委員との兼職を禁止されている職に就いていない者」としました。他についてはこれまで通りです。

続いて20ページをお開きください。議案第17号農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規程の制定についてです。この委員会は、農業委員会の求めに対して候補者を評価して意見を報告するもので、内容については農業委員候補者の評価規程と同じものとなっています。組織については第3条に定めております。農業委員会からは会長と会長職務代理者が就くこととなりますが、候補者である場合には、候補者以外で農業委員会の役職を経験したことがある者を充てるということにしております。

続いて参考資料をご覧くださいと思います。

募集要項を載せておりますけれども、この募集要項につきましてはこれまで通りです。対象のところに下線を引いておりますが、「法令により兼職を禁止されている委員でない者」の部分については、表現を変えましたのでご注意ください。

次のページをご覧ください。委員となることができない者について、先程変更点のところでは挙げましたので、念のためこちらに付けさせていただきました。上の2つについては、法で定められている者で、下の3つについては、先程申し上げました市の選任規則で定めたものです。上の2つについては、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」でございます。下の「兼職を禁止されている職に就いている者」について、どのような方が対象なのか、具体的に記載しております。固定資産評価委員、固定資産評価審査委員、公平委員会委員、教育委員会委員、これらにつきましては、各法令で兼職が禁止されていることが明確ですので、ご注意ください。

たいと思います。

それから続きまして今後の予定についてお伝えしたいと思います。ご案内のとおり 2 月 10 日（金）から委員の募集を開始致します。募集期間は 3 月 9 日（木）までの予定です。その中間に中間発表をしなければなりませんので、2 月 24 日（金）頃で予定しています。

次に推薦届の記載例です。これは先程説明をさせていただきました規則の最後に、様式として掲載されておりますけれども、記載例も載せております。3 ページが個人用で、4 ページが団体用です。以上です。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　（意見、質問等なし）

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　（異議なく承認）

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議 長 　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 　　1 4 時 3 0 分